

出水市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき公の施設の指定管理者監査を実施し、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定したので、別紙のとおり公表する。

令和5年3月22日

出水市監査委員 吉本純久
同 池田幸弘

令和4年度 公の施設の指定管理者監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

第2 対象施設

施設名 ※全施設名は別表に記載	指定管理者	所管課等
高尾野地域社会体育施設等（12施設）	有限会社 辻産業	商工観光部 文化スポーツ課
野田地域社会体育施設等（6施設）	有限会社 出水スポーツ	
たかおの交流館	社会福祉法人 出水市社会福祉協議会	保健福祉部 いきいき長寿課

第3 監査の期間

令和4年11月30日から令和5年3月14日まで

第4 監査の範囲

令和3年度及び令和4年度上半期における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務

第5 監査の主な実施内容

公の施設の指定管理者が、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務を、関係法令に従い適正かつ正確に執行しているか、また、所管課が指定管理者に対して、効率的な運営等について適切な指導監督等を行っているか等を主眼として実施した。

監査に当たっては、出水市監査委員監査基準（令和2年4月1日施行）に基づき、所管課及び指定管理者から提出された関係書類の調査を行うとともに、関係者からの事情聴取及び現地調査により実施した。

第6 監査の主な着眼点

1 所管課

- (1) 基本協定書、年度協定書、募集要項、仕様書（以下「協定書等」という。）には、必要事項が適正に記載されているか。
- (2) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し又は指示を行っているか。

- (3) 事業報告書の点検及びモニタリングは適切になされているか。
- (4) 利用料金の承認手続は、適正に行われているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

2 指定管理者

- (1) 協定書等に基づき適正に行われているか。
- (2) 利用料金制を採用し、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- (3) 利用促進のための努力はなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。
- (6) 第三者に対する業務の委託は出水市の承認を得て行われているか。
- (7) 施設の維持管理は適正に行われているか。

第7 監査の結果

前記の方法により監査した限りにおいて、監査の対象とした施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行は、協定書等に基づきおおむね適正に管理されていると認められたが、次のとおり業務に係る事務処理に一部改善を要する事項が見受けられたので、適切な措置を講じられたい。

なお、監査結果に係る指摘事項等の判断基準は別紙「参考資料」のとおり区分し、本報告書に記載するに至らなかった事項（注意事項）については、監査結果の講評の際に文書及び口頭で注意を促した。

1 共通事項

(1) 利用者アンケート調査について【指摘事項】

利用者アンケートは、利用者の満足度を調査し測定することで、施設管理・運営の改善に繋がるものであり、基本協定書において、指定管理者に対しアンケート調査の実施を求めている。

しかし、令和3年度業務報告書によると、いずれの施設もアンケート調査を実施していなかった。

アンケート調査は、指定管理者が利用者の意見・要望等を把握し、業務に反映させるほか、行政職員が利用者の声を聴く有効な手段でもあり、現場感覚を維持するためにも必要と考えられる。アンケートの実施にあたっては、所管課から指定管理者に対し、設問内容、実施方法等について必要な指導・助言をされたい。

(2) モニタリングについて【指導事項】

経理に関するモニタリングを行う際は、指定管理業務以外の経理と明確に区分されているか、また、経理に関する書類の整備状況や支出手続について、各種帳簿、証拠書類や勘定元帳等により確認し、適正な事務処理が行われているか定期モニタリング（経理）実施項目（チェックシート）に従い実施されたい。

また、施設の経年劣化に起因する事故等は、市に賠償責任が及ぶことから、施設・設備の維持管理、安全管理、備品等維持管理、植栽・外溝維持管理等の状況について、現地に赴き目視により確認を行い、適切な維持管理業務に努められたい。

なお、随時モニタリングについては、必要に応じ実施することとされているが、老朽化の著しい施設については積極的に実施し、施設・設備の劣化状況の把握に努められたい。

2 個別事項（所管課）

(1) 文化スポーツ課

ア 高尾野地域社会体育施設等（12施設）

(7) 備品管理について【指導事項】

新型コロナウイルス感染症に関し、指定管理者において購入した物品が消耗品費で仕訳されていたが、出水市物品会計規則（平成18年規則第47号）に照らせば備品に該当するものであった。公の施設に設置の必要性があり、比較的長期の反復使用に耐える物品については、I種備品として市が購入し貸与すべきものとする。

「備品」の定義は、市と指定管理者の会計基準が異なるため、統一した取扱いは適当ではないものの、指定管理者が自らの資金（指定管理料）で購入した物品のうち、I種備品に該当するようなものは、所有区分を明確にし、適切に管理されたい。

(1) 経理について【指摘事項】

基本協定書及び仕様書において、指定管理業務と自主事業は経理を分離するよう定めているが、同一口座を使用し、勘定元帳も指定管理業務経理内の科目で仕訳けられていたため、改善するよう指導されたい。

イ 野田地域社会体育施設等（6施設）

(7) 野田武道館の維持補修について【指摘事項】

野田武道館の天井パネルが数枚落下しており、今後落下の危険性があるものも複数枚確認できた。利用者の安全性を鑑み、必要な対策を講じられたい。

(イ) 遊休備品について【検討事項】

野田農村環境改善センター（農林水産部農政課所管）は、かつて結婚式場として利用されていたが、結婚式用の食器類等が長年使用されることなく保管され、基本協定書の管理物件にも記載されている。

また、1階会議室に市が保存すべき文書等や、使用不能となった備品等が多数保管されている。複数課の所有物と見受けられることから、関係課と協議のうえ、早期の整理又は処分を検討されたい。

(2) いきいき長寿課

ア たかおの交流館

(ア) 備品管理及び修繕費について【指摘事項】

電化製品の故障による備品購入と、協定書に定められた金額以上の修繕を、所管課と協議することなく指定管理者が行っていた。日頃から指定管理者とコミュニケーションを図るとともに、協定書等に従い管理運営業務を行うよう指導されたい。

(イ) 受託業務について【指導事項】

指定管理者である出水市社会福祉協議会は、当該施設において指定管理業務のほか、社会福祉協議会の自主事業（各種講座等）及び市の委託業務（ファミリーサポートセンター）を実施している。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、施設の利用状況は、本来の施設利用よりも自主事業と委託業務が占める割合が大きく上回っている。これらは施設の設置目的に即した事業であるものの、指定管理業務と混在していることから、事業を実施する際は、人員配置も含め区分を明確化するよう指導されたい。

なお、利用者数については、指定管理者から利用区分ごとの統計結果の報告を求め利用実態の把握に努めるとともに、指定管理者本来業務の利用者の増加対策を検討されたい。

(ウ) 協定書等に定める業務日誌について【指導事項】

協定書等で作成を求めている業務日誌（日報）が作成されていなかった。利用者数、施設の維持・補修に関する事項その他特記事項等、記録が必要な事項を指定管理者に示し、適切な業務遂行が図られるよう指導されたい。

第8 監査意見

公の施設の指定管理者監査は、平成23年度から実施し、毎年軽微な事項から全庁的に共有が必要であると思われる事項を報告してきた。

指定管理者制度を統括する政策経営部企画政策課においては、これらの指摘事項・指導事項等を関係課と共有し改善を図るため、研修会資料（マニュアル）に掲載し周知に努められており、指定管理者制度の円滑な運営に向けた取組を高く評価する。

しかしながら、事業を担当する職員に制度の趣旨や理解が浸透しなければ、内部統制が有効に機能しているとは言い難い。令和4年度の監査においても、これまで意見として述べてきた事項が、必ずしも改善されているとは言えない状況である。

指定管理者制度は、民間の持つスキルを活かし、公の施設をより効果的・効率的に運営し、多様化する市民ニーズに応え、質の高いサービスを提供する一方で、行政改革の一環としてコスト縮減が期待されるものであり、いずれの施設においても一定の成果を上げていると評価することができる。

しかし、現場経験の無い行政職員は、法令や協定書等を基本に監督・指導を行うため、住民サービスに直接携わる指定管理者と十分な意思疎通を図らなければ、指定管理者制度の円滑な運用が阻害される恐れがあると考ええる。

そのような状況を改善するため、所管課によるモニタリングは重要な業務であると考ええる。モニタリングは、月次又は四半期ごとの定期モニタリングは適正に行われているが、施設の実地調査による随時モニタリング及び収支状況を確認する経理に関するモニタリングについては、実施されていない又はモニタリングチェックシートが作成されていない施設が見受けられる。

モニタリングを通して指定管理者とのコミュニケーションを図り、課題や検討事項を共有し相互理解を深めることで、より水準の高いサービス提供と適正な施設の維持管理に繋がるものと考ええる。

長引く新型コロナウイルス感染症や世界的な物価上昇の影響により、各施設は厳しい運営を余儀なくされている状況ではあるが、公の施設の設置目的を実現するため、創意工夫を重ね、住民サービスの向上に寄与されるよう希望するものである。

【別表】

施 設 名	
高尾野地域社会体育施設等（12施設）	
<ul style="list-style-type: none">・ 出水市高尾野ふれあい公園・ 出水市高尾野工芸館・ 出水市高尾野体育館・ 出水市江内体育館・ 出水市高尾野運動場・ 出水市高尾野多目的運動場	<ul style="list-style-type: none">・ 出水市高尾野工業団地運動場・ 出水市高尾野武道館・ 出水市高尾野きらめきドーム・ 出水市江内運動場・ 出水市下水流農業者トレーニングセンター・ 出水市高尾野農村環境改善センター
野田地域社会体育施設等（6施設）	
<ul style="list-style-type: none">・ 出水市野田体育館・ 出水市野田運動場・ 出水市野田武道館・ 出水市野田弓道場・ 出水市野田農村環境改善センター・ 出水市岩淵公民館	
たかおの交流館	

【参考資料】

監査結果に係る指摘事項等の判断基準

【指摘事項】

- 1 法令、条例、規則、通達及び通知に違反していると認められるもの
- 2 書類の隠ぺい、改ざんその他故意による不正行為が認められるもの
- 3 事務処理が著しく適切を欠くと認められるもの
- 4 重大な過失又は著しい怠慢によって誤りを生じているもの
- 5 経済性、効率性、有効性の観点から重大な問題があるもの
- 6 前回までの監査等で指導事項とされた事項について措置、是正又は改善されていないもの

【指導事項】

- 1 措置又は改善を要する事項で、指摘事項までに至らないもの
- 2 上記のほか、特に指導すべき事項であると認められるもの
- 3 前回までの監査等で注意事項とされた事項について、是正、改善又は見直しされていないもの

【検討事項】

- 1 全庁的に是正、改善又は見直しが必要であると認められるもの
- 2 改善、是正又は見直しを進めるために、相当長期間にわたって時間を必要とすると認められるもの
- 3 その他、検討を要すると認められるもの

【注意事項】

- 1 指摘又は指導に至らない軽微な誤謬等で、かつ、速やかに是正されることが確実であると認められるもの